

経営の縮小を考えている...

管理する農地が多くて耕作できない...

やる気はあるけど仕事が忙しくて耕作できない...



そうだし!! 農地バンクに登録しよう!

■農地バンクについて

■貸し手（土地所有者）の皆さん

耕して欲しい農地を登録していただきます。借り手が見つかるまでは管理をお願いします。

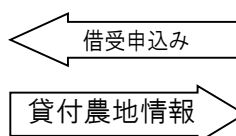
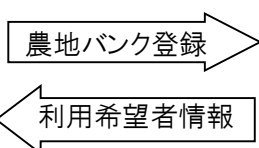
■借り手の皆さん

経営規模を拡大したい方や、自宅の近くで新たに農地を借りたい方など、農業委員会の窓口で登録農地を誰でも閲覧可能です。※初回の閲覧は、借受申出書の記入が必要です。

■農地バンクのイメージ



貸したい人
(農地所有者)



借りたい人
(借受希望者)

合意できた場合は、貸し手と借り手との間で期間や借賃料などを調整し、農用地利用集積等促進計画書をJAに提出

貸し借りの設定の場合

▼所有者のメリット

農地を貸しても、期限が来れば離作料を支払うことなく必ず農地が戻ってきます。

▼借受者のメリット

期間が終了しても、貸し借りの再設定により継続して借りることができます。

■農地の登録について

■登録できる農地について

- 市街化区域及び山林・原野化した農地は登録できません。
- 登録には、農業委員会の審査がありますのでご了承ください。

■賃借料が発生する場合について

- 実際の金額は土地所有者と借受人で決めていただきます。

■注意!!

- 農地バンクでは、農地の売買の斡旋は原則として行いません。
- 農地バンクに登録されても、借受人が見つかるまで草刈等の管理を行ってください。

《登録時に注意!!》

登録を希望される農地に、草の繁茂があったり、大きな石や異物が埋まっている場合などは、登録できません。